

総社市災害弔慰金等支給審査会条例をここに公布する。

平成30年9月26日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第37号

総社市災害弔慰金等支給審査会条例

(設置)

第1条 総社市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年総社市条例第126号)による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を審査するため、総社市災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 災害弔慰金の支給に係る死亡と災害との因果関係に関すること。
- (2) 災害障害見舞金の支給に係る障がいと災害との因果関係に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士その他法律に関し学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。ただし、会長及び副会長ともに事故があるときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後

別表第1 (第2条, 第3条関係)

職名	区分	報酬		
		日額	月額	年額
略				
障がい者千五百人雇用委員会委員		5,900		
災害弔慰金等支給審査会委員		8,700		
略				

改正前

別表第1 (第2条, 第3条関係)

職名	区分	報酬		
		日額	月額	年額
略				
障がい者千五百人雇用委員会委員		5,900		
略				